

前回提出資料

1 定額制又は定率制等について (保険料)

(1) 定額制と定率制の特徴

○定額制

- ・ 保険という仕組みは、共通のリスクを負った者が不慮の事故に対処するために保険料を拠出し合うものであるから、保険制度における保険料負担は、受益に応じるもの。
- ・ 負担能力の低い者には負担感が強い。
- ・ 所得捕捉等の事務負担が軽い。
- ・ 強制加入の仕組みにおいては、負担能力の低い者でも負担できるようにする必要があるため、減額制度や段階制度が必要になる。この場合、所得等の増加が微増でも保険料額が急増するケースがある。

○定率制

- ・ 負担能力に着目し、負担能力に応じた負担を求めるもの。
- ・ 所得等の捕捉が必要になる。所得の捕捉漏れによる負担の不公平感を生むおそれがある。

(2) 制度創設時の考え方

① 制度創設時の保険料に係る基本的考え方

介護保険は、社会連帯に基づく相互扶助を制度の基本的な考え方とすることから、すべての被保険者から保険料の負担を求めることがとなる。その際、第1号被保険者の間では負担能力の格差があることにかんがみ、所得の多寡に応じた保険料額を設定。

② 制度創設時に、定率制を採用せず、段階別定額制を採用した理由

- ① 市町村が保険料賦課をするに当たって新たな事務負担が可能な限り生じないようにするために、新たな所得把握の必要性を最小限に抑えることが適当であったこと。
- ② 所得比例とした場合、高額所得者の負担が大きくなるが、介護保険の給付は定型的なものであるという性格を有し、被保険者の間に医療のように頻繁に受ける可能性は低いのではないかという考えがあるほか、医療保険に比して著しく高額な給付が発生することができないことから、一定の者の保険料負担を著しく高額なものとすることは、給付と負担の均衡の観点から適当ではないこと。
- ③ 保険料が全国平均で当面月額3,000円程度という水準であることから、定率の設定として負担能力の格差を調整する必要性が少なくとも当面は低いこと。
- ④ 所得の捕捉が必ずしも厳密には行い得ないという実態があり、所得に対する定率負担は、負担についての公平性という点で疑問があること。
- ⑤ 第1号被保険者は基本的に稼得年齢層ではなく、高齢者世代内での所得移転の政策的必要性は必ずしも高いとは言えないこと。

(参考)

○介護保険法

(保険料)

第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、**政令で定める基準**に従い**条例で定めるところ**により算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第百四十七条第一項第二号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、**第一号被保険者の所得の分布状況及びその見通し**並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

4 (略)

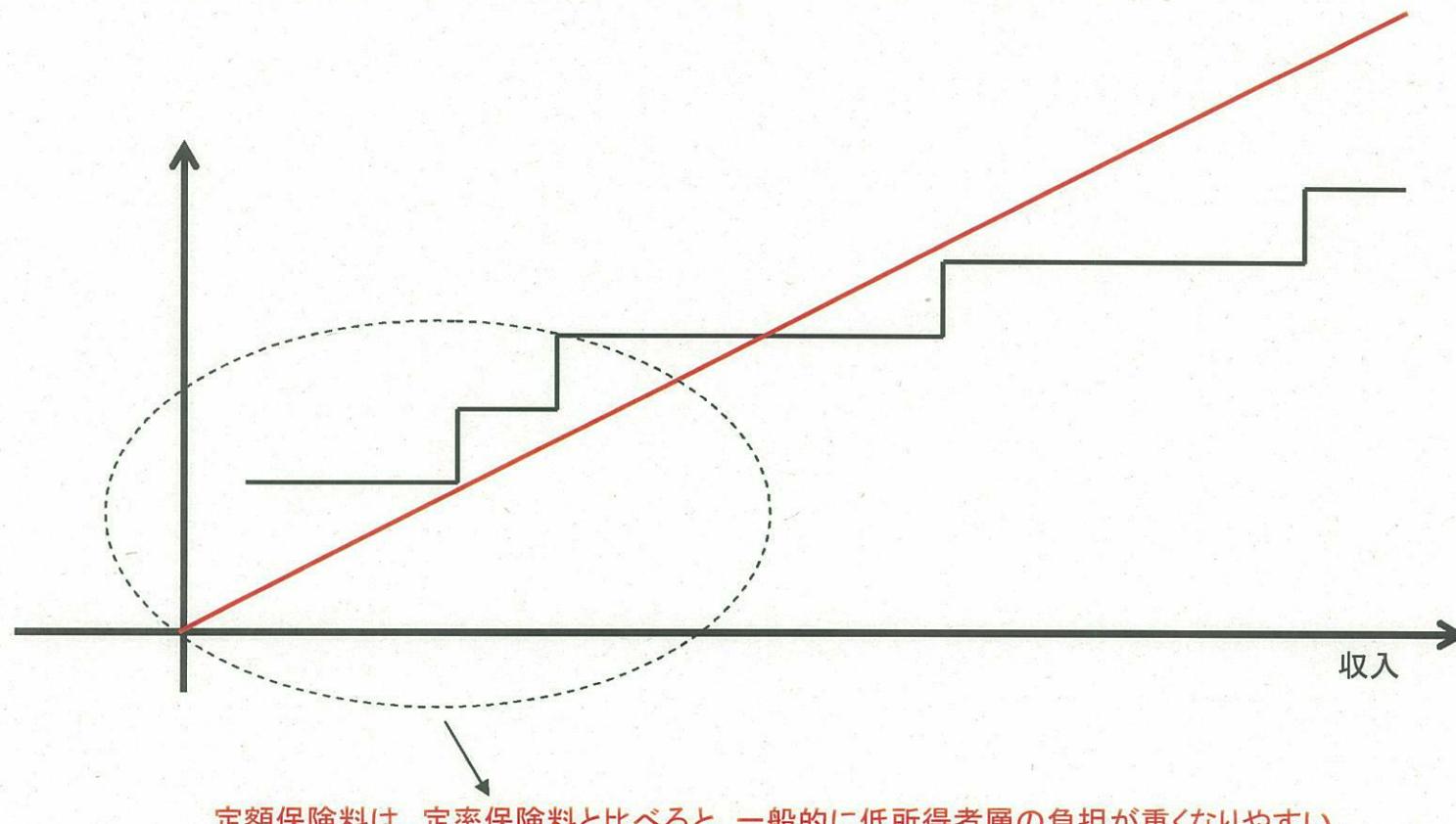
(3) 現行の所得段階別定額制の問題点

- ① 所得の増加が微増であっても、保険料段階が変わると保険料額が急増すること。
- ② 税制改正の影響により、収入が変化しなくても保険料額が急増する場合があること。
- ③ 地域(生活保護級地)によって保険料段階が変わること。
- ④ 保険料段階に世帯概念を用いていることにより、いわゆる逆転現象が起きること。

世帯A	夫160万円 (第3段階)	妻70万円 (第2段階)	計230万円
世帯B	夫220万円 (第5段階)	妻0円 (第4段階)	計220万円

世帯Bの方が世帯Aより世帯収入が少ないが、保険料は、夫婦ともに世帯Aより高い。

- ⑤ 定額保険料は、段階の刻みが少ない場合などは、低所得者にとって比較的重い負担となりやすい。



- ⑥ 保険料水準の上昇に伴い、被保険者間の負担能力の格差を調整する必要性が高まってきたが、定額保険料ではその調整には限界があること。

(参考)

◎介護保険法施行令

(保険料率の算定に関する基準)

標準的な6段階設定

第38条 各年度における保険料率に係る法第129条第2項に規定する政令で定める基準は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日ににおける次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める標準割合(市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合であって、特別の必要があると認められる場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する割合)を乗じて得た額であることとする。

一 次のいずれかに該当する者 四分の二

イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であって、次のいずれかに該当するもの(…)

(1)その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による
市町村民税が課されていない者(…「市町村民税世帯非課税者」という。)

(2)要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としな
い状態となるもの

□ 被保護者

ハ 要保護者であって、…

二 次のいずれかに該当する者 四分の二

イ 市町村民税世帯非課税者であって、…前年中の公的年金等の収入金額及び…前年の合計所得金額の合計額が80万
円以下であり…

□ 要保護者であって、…

三 次のいずれかに該当する者 四分の三

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しない者

□ 要保護者であって、…

四 次のいずれかに該当する者 四分の四

イ …地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

□ 要保護者であって、…

五 次のいずれにも該当する者 四分の五

イ 合計所得金額が基準所得金額(省令で200万円)未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

□ 要保護者であって、…

六 前各号のいずれにも該当しない者 四分の六

2 前項の基準額は、計画期間(法第百四十七条第二項第一号に規定する計画期間をいう。以下同じ。)ごとに、保険料収納必要額を予定保険料収納率で除して得た額を補正第一号被保険者数で除して得た額を基準として算定するものとする。

3~7 (略)

多段階設定

(特別の基準による保険料率の算定に関する基準)

第39条 前条第一項の規定にかかわらず、特別の必要がある場合においては、市町村は、基準額に各年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。この場合において、市町村は、第六号に掲げる第一号被保険者の区分を合計所得金額に基づいて更に区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。

一 次のいずれかに該当する者 四分の二を標準として市町村が定める割合

イ～ハ (略)(38条と同じ)

二 次のいずれかに該当する者 四分の二を標準として市町村が定める割合

イ、口 (略)(38条と同じ)

三 次のいずれかに該当する者 四分の三を標準として市町村が定める割合

イ、口 (略)(38条と同じ)

四 次のいずれかに該当する者 四分の四を標準として市町村が定める割合

イ、口 (略)(38条と同じ)

五 次のいずれかに該当する者 四分の四を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が市町村で定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

口 (略)

六 次のいずれかに該当する者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

口 (略)

七 前各号のいずれにも該当しない者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合

2 市町村は、前項の規定により、同項各号に規定する割合、同項第五号イ及び第六号イに規定する額並びに同項第六号に掲げる第一号被保険者の区分を合計所得金額に基づいて更に区分する場合には当該合計所得金額及び当該区分に応じて定める割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようとするものとする。

3～7 (略)

保険者は、課税層に関して
自由に区分数を定められる。

- 一号から四号までの対象者の定義は法令で定まっており、
保険者の判断で対象者の定義を変えることはできない。
- それぞれの区分における保険料の乗率は標準として定められているものであり、
保険者の判断で変更が可能。